

総 括 調 査 票

調査事案名	(2) 人道救援物資備蓄経費			調査対象 予 算 額	令和4年度(補正後): 421百万円 ほか (参考 令和5年度: 142百万円)		
府省名	内閣府	会計	一般会計	項	国際平和協力本部	調査主体	本省
組織	国際平和協力本部			目	国際平和協力業務庁費	取りまとめ財務局	—

①調査事案の概要

【事案の概要】

○ 人道救援物資備蓄経費は、国際連合等から国際連合平和維持活動等に係る物資協力要請を受けた際、迅速に供与できるよう、あらかじめ人道救援物資を調達・備蓄(物資の保管・管理)するための経費である。

令和4年4月に国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)からウクライナ被災民に対する物資協力要請を受け、毛布5,000枚、ビニールシート4,500枚、スリーピングマット8,500枚の物資協力を実施した。その結果、当該3物資の備蓄が底をついたため、新たな物資協力要請を受けた場合には備蓄物資を用いた物資協力が実施できない状況となっていた。【表】

○ 救援物資はそれぞれ2万人分に相当する数量を備蓄目標としており、一般競争入札により毎年度計画的に調達している。
一方、調達には相応の時間を要しているため、一時に相当量の物資協力要請が行われた場合に備えるためにも早期調達方法を事前に準備しておく必要がある。

○ また、国際平和協力本部事務局(PKO事務局)以外にも、非常用として同種の物資を備蓄している機関がある。
他の機関との間で物資を融通することが可能であれば、一時に相当量の物資協力要請が行われた場合にも速やかに対応することが可能となるため、物資融通の取組を進めていく必要がある。

【表】人道救援物資調達及び譲渡実績

	備蓄目標数	平成31年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度			令和4年度末 補填率
		年度末備蓄数	購入数	年度末備蓄数	購入数	年度末備蓄数	購入数	年度末備蓄数	物資協力数	購入数	
テント	2,000張	0張	+200張	200張	+250張	450張	0張	0張	450張	22.50%	
ビニールシート	8,000枚	0枚	+2,000枚	2,000枚	+2,500枚	4,500枚	△4,500枚	+4,500枚	4,500枚	56.25%	
スリーピングマット	20,000枚	0枚	+5,000枚	5,000枚	+3,500枚	8,500枚	△8,500枚	+8,500枚	8,500枚	42.50%	
毛布	20,000枚	5,000枚	0枚	5,000枚	0枚	5,000枚	△5,000枚	+5,000枚	5,000枚	25.00%	
給水容器	20,000個	0個	+10,000個	10,000個	0個	10,000個	0個	0個	10,000個	50.00%	

【現在の備蓄5品目】



テント

毛布

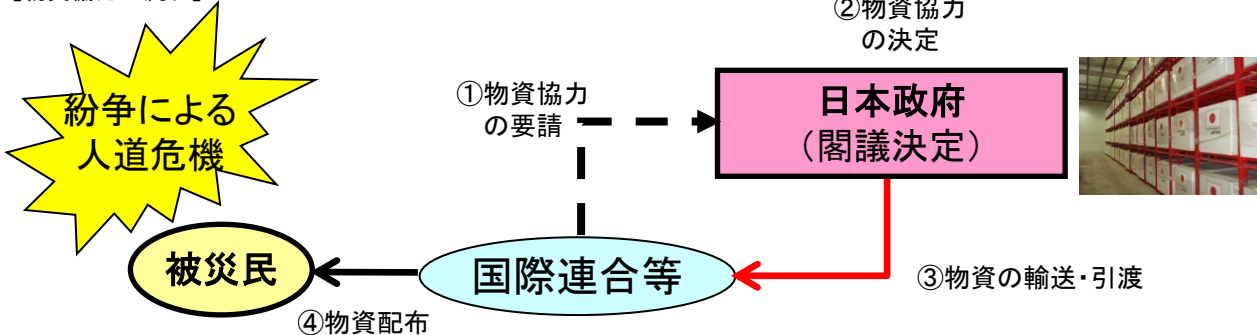


給水容器

スリーピングマット

ビニールシート

【物資協力の流れ】



総 括 調 査 票

調査事案名 (2) 人道救援物資備蓄経費

②調査の視点

1. 救援物資の早期調達

- 調達手続を段階ごとに分解し、どの段階で、どのような理由で、どの程度時間を要しているのか調査する。
- 物資の仕様変更や調達手続の効率化等、早期調達を実現するために改善する余地がないか調査する。

③調査結果及びその分析

1. 救援物資の早期調達

救援物資5品目それぞれの調達手続の実績について調査し、各物資の調達について過去5年間で最も日数を要した年度の実績を【図1】に取りまとめた。

- 最も日数を要した段階: 5品目とも「③物資作成」
理由: 完全受注生産品であり、在庫も保有していないため、受注の都度一から物資を作成する必要
- 2番目に日数を要した段階: 5品目とも「②契約日まで」
理由: 政府調達(WTO)案件に該当する場合には、一般調達案件よりも公告期間を長く確保(10日以上→50日以上)する必要

また、救援物資としての性質上、調達に日数を要する理由として、以下のものがある。

- ・耐久性など一定の品質を証明するための公的機関の検査証明を取得する必要【③物資作成】
- ・日本からの協力物資であることを示すための日章旗を貼付・掲示する必要【③物資作成】 など

- (1) 救援物資は、要請元の国際機関(UNHCR等)を通じて支援を行っていることから、当該国際機関が求める基準に即した仕様となっている必要がある。

5品目のうちテントについては、被災民支援を想定した物資であり、市場流通品では用途・耐久性の面から当該国際機関が求める基準に比べられないため、完全受注生産品によらざるを得ず、物資作成には相当の日数を要することを確認した。

他方、毛布等の他の救援物資については、国際機関が求める基準に即した仕様を満たし、かつ当該救援物資に日章旗を貼付・掲示する必要から完全受注生産品を調達する必要があるとしているものの、当該国際機関が求める基準に適合する市場流通品が存在しているものについては、救援物資と日章旗を各々調達し、当該日章旗を支給して対応させることにより全体として物資作成日数を短縮することができると考えられる。

- (2) 2番目に日数を要した「②契約日まで」などのPKO事務局側の手続については早期調達を検討する余地があるところ、PKO事務局では、過去に物性検査(品質検査)の短縮化について検討したものの、業者間の競争公平性の観点から採用には至らなかった。

救援物資については、公共調達における原則どおり、一般競争入札により調達しているところ、緊急時に早期調達を図るためには、適用する場合を限定しつつ、いわゆる「緊急随契」を採用することが考えられる。

緊急随契によれば、WTO案件に該当する場合であっても公告期間を長く確保する必要がないため、特に2番目に日数を要している「②契約日まで」に要する日数を短縮できるなど、早期調達の実現に資すると考えられる。

④今後の改善点・検討の方向性

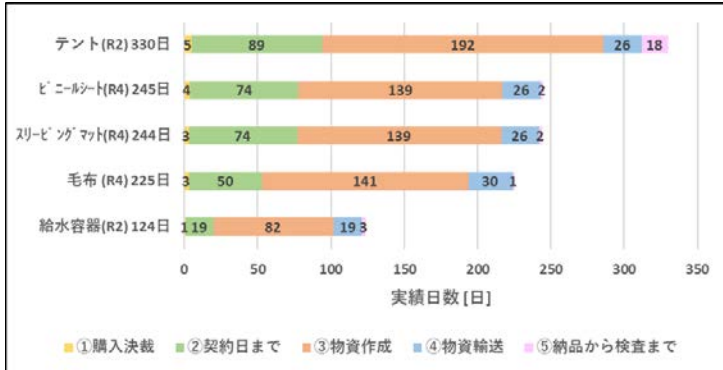
1. 救援物資の早期調達

備蓄救援物資が著しく減少している状態は、物資協力の実施に支障を生じかねないため、極力早期に解消すべきであり、

- (1) 円滑な物資協力を実現する観点から要請元の国際機関が求める基準に即したものとなっている必要性があるところ、この基準に適合する市場流通品が存在している救援物資については、調達に日数を要する完全受注生産品によらず、市場流通品を活用して調達期間の短縮を図るべき。

- (2) 救援物資の調達に当たっては、一般競争入札を原則的な方法としつつも、例えば、備蓄が一定数量を下回り、物資協力が著しい支障が認められる場合などに限定した緊急随契の採用の検討など、早期調達方法について不断の見直しを行うべき。

【図1】救援物資5品目の調達日数実績(過去5年間の最大日数を記載)



- ①購入決裁 …… 購入数・仕様書の決裁に掛かった日数
 ②契約日まで …… 購入決裁終了から告示・入札結果による契約日までの日数
 ③物資作成 …… 契約日から船積み又は出航までの日数
 ④物資輸送 …… 船積み又は出航から納品までの日数
 ⑤納品から検査まで …… 納品から検査報告書作成までの日数

総 括 調 査 票

調査事案名 (2) 人道救援物資備蓄経費

②調査の視点

2. 救援物資の相互融通

○ 民間を含めた他機関との間で救援物資を融通した実績について調査する。また、相互融通を円滑に実現するに当たり、どのような課題があるのかを調査する。

【調査対象年度】
平成30年度～令和4年度
【調査対象先数】
内閣府：1先

③調査結果及びその分析

2. 救援物資の相互融通

(1) 「国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律」(PKO法)には国以外の者に物資譲渡等の協力を求めることができるとする規定があるが、これまでにPKO法に基づいて民間へ協力依頼を行ったのは、平成6年度にルワンダ難民に対する物資協力を実施するに当たり、国際協力機構(JICA)に対して国際緊急救援物資の譲渡協力依頼を行った例1件のみである。【図2】

調査の結果、物資の相互融通を円滑に実現するためには、以下の課題があることを把握した。

- 物資を保有する機関は、それぞれの物資提供目的(災害対応等)に従い、各々で必要な品目及び数量の救援物資を備蓄しているため、
 - ・物資提供目的を異にした物資譲渡への懷疑
 - ・一時的であっても備蓄数量を減少させることで、物資提供目的を果たせないリスクへの懷疑
- 仕様の相違により要請元国際機関が物資を受け入れないリスク

(2) 日本国内に限定せず物資融通の可能性について調査し、世界食糧計画(WFP)が運営する国連人道支援物資備蓄庫(UNHRD)を利用した場合には以下のことが可能であるため、利用を検討するに値することを把握した。

- ・他のドナーがUNHRDに保管する各種物資について無条件で融通を受けることができる。
 - ・物資は被災地に直接輸送してもらうことができる。
 - ・救援物資を無償で保管してもらうことができる。
- なお、UNHRDから物資の融通を受ける場合、実質的にはUNHRDから物資を買い取ることになるため、その後、受けた融通物資に係る費用を支払う必要がある。

④今後の改善点・検討の方向性

2. 救援物資の相互融通

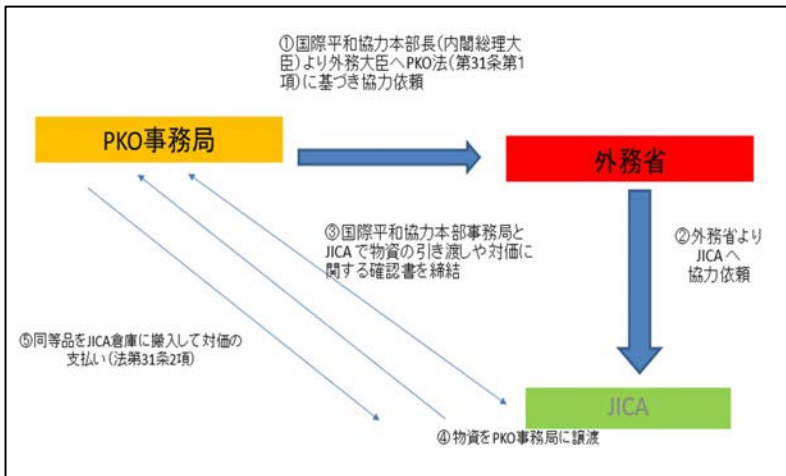
(1) 既に、PKO法には国以外の者に物資融通の協力を依頼することを可能とする規定があるが、その活用が図られているとは言い難いことから、当該規定の活用に向けた取組を進めるべき。

国以外の者に物資融通を依頼するに当たっての課題に対しては、より高いレベルでの検討・決定によることも視野に取組の検討を行うべき。

給水容器など仕様により差異が少ないと考えられる物資については、早期調達に資する観点からも、他の機関との仕様の統一化が図られるよう検討を行うべき。

(2) UNHRD相互融通制度は迅速な物資協力を実現するための手段となり得ることから、当該制度の利用について検討すべき。

【図2】JICAから物資融通を受けた際のスキーム



「国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律」
第三十一条 本部長は、第三章第一節の規定による措置によっては国際平和協力業務を十分に実施することができないと認めるとき、又は物資協力を関し必要があると認めるときは、関係行政機関の長の協力を得て、物品の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供について国以外の者に協力を求めることができる。
2 政府は、前項の規定により協力を求められた国以外の者に対し適正な対価を支払うとともに、その者が当該協力により損失を受けた場合には、その損失に關し、必要な財政上の措置を講ずるものとする。